

第 12 回  
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

## 第12回 横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成21年6月16日(火) 14:00 から 16:00 まで
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎 3階 消防第3会議室
- 3 議 案
  - (1) 横須賀市景観条例の変更について(報告)
  - (2) 平成21年度景観推進事業について(報告)
  - (3) 平成20年度景観条例・景観法運用状況について(報告)
  - (4) 横須賀市景観計画の変更について(審議)
  - (5) 平成20年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) ……非公開
  - (6) 景観審議会専門部会議事案件の完了報告について(報告) ……非公開
- 4 出席者

委員		事務局職員	
・赤星 友香	委員	・景観推進課長	平井 毅
・国吉 直行	委員	・景観推進課主査	桑島 正明
・小林 正美	委員	・景観推進課主任	近藤 明
・曾根 幸一	委員長	・景観推進課主任	佐藤 宗則
・田口 敦子	委員		
・田中 忠夫	委員		
・富澤 喜美枝	委員		
・吉田 慎悟	委員		
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井課長）

平井課長挨拶の後、事務局職員の紹介がされた。

○事務局（桑島）

委員 9 名中、本日の出席委員が 8 名であり、横須賀市景観審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立している旨報告された。

議事 1 から 4 までは公開、議事 5 と議事 6 は個人情報を含む報告であるため非公開とする。

配布資料を確認。

（事前送付資料）

資料 1 : 横須賀市景観計画の変更について

資料 2 : 平成 21 年度景観推進事業について

資料 3 : 平成 20 年度景観条例・景観法運用状況について

資料 4 : 横須賀市景観計画の変更について

資料 5 : 平成 20 年度横須賀市景観審議会専門部会議事案件について

（当日配布資料）

- ・ 横須賀市景観計画パンフレット（平成 21 年度版）
- ・ 国際海の手文化都市よこすか景観賞応募用紙（案）
- ・ 景観重要樹木指定、報道発表資料

本日の議事進行は、曾根委員長に進行をお願いしたい。

○曾根委員長

それでは、第 1 2 回横須賀市景観審議会を開催します。

次第に沿って議事を進めてまいります。

運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員に「富澤委員」と「吉田委員」を指名し、異議なく了承された。

議事（1）「横須賀市景観条例の見直しについて」事務局より報告してください。

○事務局（桑島）

資料（1）「横須賀市景観条例の見直しについて」に基づいて報告。

平成 20 年度に条例の見直しを行い、3 月議会で承認されたこと、景観協議制度の導入、その他の変更点について報告した。

○曾根委員長

ただいまの事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○曾根委員長

以前、小規模の建築物まで届出対象にされると説明を受けたが、どのようにされたのか。

○事務局（平井課長）

本市の建築物のおよそ85%から90%が3階建て10m以下である。この高さを超えた建物は、用途地域に関係なく景観に影響を与えると考え、届出の対象とした。

ご質問の件は、「横須賀見晴らしの丘景観推進地区」のことと思われる。

この地区は低層の戸建住宅で形成される街で、地区内の建築行為等で地区方針に定めるもの全て届出が必要となる。

○曾根委員長

他に意見がないようなので、議事（2）「平成21年度 景観推進事業について」に入ります。事務局より報告してください。

○事務局（桑島）

資料（2）「平成21年度 景観推進事業について」に基づいて報告。

今年度の主な事業は、横須賀見晴らしの丘景観推進地区において、協議会の設立のための周知活動を行うほか、西地区の景観整備指針の検討、景観教育の実施、景観重要樹木の指定の継続、都市景観顕彰事業がある、

○曾根委員長

ただいまの事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○吉田委員

顕彰事業の応募要綱を読むと建築コンクールのように感じ取れる。

個の建築物に賞を与える印象を与えないような工夫をされるとよい。

お祭りの風景も景観賞の趣旨に相応しいのではないか。

○国吉委員

「景観的に工夫がなされた建築物等～」のように表現を工夫されたらどうか。

幅広く募集されたらどうか。

○曾根委員長

地域が景観形成のために育てたものを選考してもらいたい。

自然景観や並木、また、工夫をされて自然の法面を上手に残されたものも景観賞に相応しいのではないか。

○事務局（平井課長）

景観デザイン部門では、自然景観が応募された事はあるが、表彰対象者が確定できないことを理由に選考されていない。また、活動が伴わない写真コンクールのような街並み風景は、表彰しない事としている。

○国吉委員・曾根委員長

複数主体の活動で良好な景観が発展していくものが多いのではないかと。市民協働で取り組まれているものも評価されるべきである。

○事務局（平井課長）

当審議会で頂いた意見は、事務局から景観賞選考委員会に申し伝える。

○曾根委員長

他に意見がなければ、議事（3）「平成20年度景観条例・景観法運用状況について」に入ります。事務局より報告をしてください。

○事務局（近藤）

資料（3）「平成20年度景観条例・景観法運用状況について」に基づいて報告。

○曾根委員長

事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○富澤委員

届出及び通知の件数は、どのようなものが多いのか。

○事務局（平井課長）

マンション等の建築行為が多かった。

○曾根委員長

その他、ご質問、ご意見はありますか。

○事務局（平井課長）

補足説明させていただきたい。当審議会より答申いただいた景観重要樹木について、今年度5月1日付けで指定されたことを報告します。

○曾根委員長

景観重要樹木は、今年度も学校を対象として選定されるのか。

○事務局（平井課長）

委員会から民間樹木の指定についても検討するよう意見をいただいた。現状では支援する制度がないため、支援制度の策定と併せて、周知活動を行ないたいと考えている。

学校樹木の指定については、アンケート調査を再度実施し、学校の意向を確認する。

○富澤委員

お寺には昔からある貴重な樹木が多いので、調査されたらどうか。

○吉田委員

今後は学校のほか、駅前や公園などの公共空間の樹木を調査されてはどうか。

○事務局（平井課長）

神社・仏閣にある樹木の調査について検討します。

○曾根委員長

特に意見がなければ、議事（４）「横須賀市景観計画の変更について」に入ります。事務局より説明をしてください。

○事務局（桑島）

資料（４）に基づき説明。

景観条例の改正に併せて、景観計画の事務的な変更を行なう旨説明。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご意見、ご質問があればご発言ください。

○曾根委員長

特に意見がないため、次の議事に入ります。

（議事（５）、（６）は非公開。）

○曾根委員長

事務局の説明に対し、

意見がないようなので、本日の審議会はこれで終了する。